

**国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する
条例案**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する
条例案**

国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年9月国立市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「国立市個人情報保護条例（平成14年12月国立市条例第36号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）」に改める。

第6条中「管理責任者」を「第4条第1号又は第2号に該当する安心安全カメラ設置者（次条において「安心安全カメラ設置行政機関等」という。）が置く管理責任者及び第4条第3号から第6号までのいずれかに該当する安心安全カメラ設置者（その保有する映像データが、法第16条第3項に規定する個人データ（第8条において単に「個人データ」という。）に該当しな

い場合に限る。次条において同じ。)が置く管理責任者」に改める。

第7条中「安心安全カメラ設置者及び管理責任者(以下「管理責任者等」という。)」を「安心安全カメラ設置行政機関等及び第4条第3号から第6号までのいずれかに該当する安心安全カメラ設置者並びにそれらの管理責任者」に改める。

第8条第1項中「管理責任者等」を「第4条第2号から第6号までのいずれかに該当する安心安全カメラ設置者(その保有する映像データが、個人データに該当しない場合に限る。次項において同じ。)及びその管理責任者」に改め、同条第2項中「管理責任者等」を「第4条第2号から第6号までのいずれかに該当する安心安全カメラ設置者及びその管理責任者」に改める。

第9条中「管理責任者等」を「第4条第2号から第6号までのいずれかに該当する安心安全カメラ設置者(その保有する映像データが、法第16条第4項に規定する保有個人データに該当しない場合に限る。)及びその管理責任者」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「管理責任者等」を「安心安全カメラ設置者及び管理責任者(以下「管理責任者等」という。)」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(安心安全カメラの運用等)

第11条 安心安全カメラの運用及び映像データの取扱いについては、この条例に定めるもののほか、法及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところによる。

第12条第1項中「第8条ただし書」を「第8条第1項ただし書又は法第27条、第28条若しくは第69条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた内容について、国立市情報公開条例(平成14年12月国立市条例第35号)第15条第1項に規定する国立市情報公開及び個人情報保護審議会に定期的に報告するものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。